

○経済産業省令第二十六号

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六十九条の五、輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第三号ハ、第四号ハ及び別表第一並びに外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十七条第四項、第五項及び別表の規定に基づき、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年五月十八日

経済産業大臣 海江田 万里

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令等の一部を改正する省令

（輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部改正）

第一条 輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第十号の二イ中「ウラン鉱石」を「ウラン精鉱」に改め、同条第十四号口中「又は中ぐり」を削

る。

第二条第二項中「ふつ素樹脂」を「ふつ素重合体」に改め、同項第三号中「熱交換器又は」を「熱交換器若しくは」に改め、「未満のもの」の下に「又はこれらの部分品として設計されたチューブ、プレート、コイル若しくはブロック」を加え、同項第三号の二を削り、同項第四号中「蒸留塔又は」を「蒸留塔若しくは」に改め、「超えるもの」の下に「又はこれらの部分品として設計された液体分配器、蒸気分配器若しくは液体収集器」を加え、同項第四号の二を削り、同項第六号中「用いられるもの」の下に「又はその部分品として設計されたインペラー、ブレード若しくはシャフト」を加え、同項第六号の二を削り、同項第七号中「弁」の下に「又はその部分品として設計されたケーシング若しくはケーシングライナー」を加え、同項第七号の二を削り、同項第八号中「を組み込んだ」を「の取付口が設けられている」に改め、同項第九号中「超えるもの又は」を「超えるもの若しくは」に改め、「五立方メートルを超えるもの」の下に「又はこれらの部分品として設計されたケーシング、ケーシングライナー、インペラー、ローター若しくはジェットポンプノズル」を加え、同項第九号の二を削る。

第二条の二第一項第一号中「アフリカ豚コレラウイルス」の下に「、アンデスウイルス」を、「オロポ

「チウウイルス」の下に「、ガナリトウイルス」を、「口蹄疫ウイルス」の下に「、サビアウイルス」を、「小反芻<sup>すう</sup>獣疫ウイルス」の下に「、シンノンブレウイルス」を、「セントルイス脳炎ウイルス」の下に「、ソウルウイルス」を、「チクングニヤウイルス」の下に「、チャパレウイルス」を、「テツシエン病ウイルス」の下に「、テュクロウイルス」を、「東部ウマ脳炎ウイルス」の下に「、ドブラバーベルグレドウイルス」を加え、「、肺及び腎症候性出血熱ウイルス」及び「、南アメリカ出血熱」を削り、「羊痘ウイルス」の下に「、ラグナネグラウイルス」を、「リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス」の下に「、ルヨウウイルス」を加える。

第三条第十号中「ロからニまで」を「ロからへまで」に改め、同条第十六号へ（三）中「若しくは」を「又は」に改め、同条第十七号の三ニ（二）中「電気」を「電力」に改める。

第四条第四号ハ中「インターレーシングマシン」の下に「であつて、繊維を成型品用に織り、編み若しくは組むために特に設計又は改造したもの」を加え、同条第十号ロ（二）を次のように改める。

（二） 削除

第四条第十三号イ中「ビスマレイミド、」の下に「ガラス転移点が二九〇度を超える」を加え、同条第

十六号中「若しくは炭化ほう素」を削り、「であつて、」の下に「ほう素の重量比による」を加え、「これらの」を「その」に改め、「混合物」の下に「、粒子の径が六〇マイクロメートル以下のほう素合金であつて、ほう素の重量比が八五パーセント以上のもの若しくはその混合物」を加える。

第五条第一号口を次のように改める。

ロ 削除

第五条第二号口中「又は中ぐり」を削り、同号ホ中「該当する」の下に「回転軸の数が少なくとも二以上の」を加え、同号ホ（一）中「回転軸の数が二以上の」を削り、同条第八号中「以下この条において同じ。」の下に「又はその部分品」を、「いずれかに該当するもの」の下に「（第二号又は第三号に該当するものを除く。）」を加え、同号イ中「ISO 10360/2（2001）（座標計測第二部）」を削り、「最大許容指示誤差」を「最大許容長さ測定誤差」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 第一条第十七号口（三）に該当するものの部分品であつて、当該装置にフィードバック機能を付加するように設計したもの

第五条第十号中「測定装置又は」を「フィードバック装置、複合回転テーブル又は加工中に中心線の他の軸に対する角度を変更することができるスピンドルであつて、測定装置又は」に、「附属装置であつて」を「附属装置であるものうち」に改め、同号イを次のように改める。

イ フィードバック装置であつて、直線上の位置を検出する位置検出器を有し、当該装置の精度が位置検出器のミリメートルで表したスケールの有効長さの十万分の六パーセントに〇・〇〇〇八ミリメートルを加えて得た数値未満のもの

第六条第一号ニを次のように改める。

## ニ 削除

第六条第一号ホ(一) 2中「二〇〇メガサンプリング毎秒」を「三〇〇メガサンプリング毎秒」に改め、  
同号ホ(一) 3中「一〇五メガサンプリング毎秒」を「二〇〇メガサンプリング毎秒」に改め、同号ホ(一) 4中「一〇メガサンプリング毎秒」を「一二五メガサンプリング毎秒」に改め、同号ホ(一) 5中「二・五メガサンプリング毎秒」を「二〇メガサンプリング毎秒」に改め、同号ホ(二)を次のように改める。

(二) デジタルアナログ変換用のものであって、次のいずれかに該当するもの

1 分解能が一〇ビット以上のものであって、調整された更新速度が三、五〇〇メガサンプリング毎秒以上のもの

2 分解能が一二ビット以上のものであって、調整された更新速度が一、二五〇メガサンプリング毎秒以上のもののうち、次のいずれかに該当するもの

一 一二ビットの分解能で動作する場合のアナログ出力値が、フルスケールのレベルからフルスケールの〇・〇二四パーセントのレベルに変化するまでのセトリング時間が九ナノ秒未満のもの

二 一〇〇メガヘルツのデジタル入力信号でフルスケールを出力する場合又は一〇〇メガヘルツ未満のデジタル入力信号で最も高いフルスケールを出力する場合のスパリアス・フリー・ダイナミック・レンジが六八デシベルを超えるもの

第六条第二号ハ中「(四〇・五ギガヘルツ以上四二・五ギガヘルツ以下の動作周波数で使用するように設計した衛星放送用のものを除く。)」を削り、同号ハ(一)中「六ギガヘルツ以下」を「六・八ギガヘ

ルツ以下」に改め、同号ハ(二)中「六ギガヘルツ超」を「六・八ギガヘルツ超」に改め、同号ハ(四)中「のもの」を「であつて、平均出力値が〇・一ナノワットを超えるもの」に改め、同号ハ(六)の「四三・五ギガヘルツを」の下に「超え、平均出力値が〇・一ナノワットを」を加え、同号ニ(一)中「六ギガヘルツ以下」を「六・八ギガヘルツ以下」に改め、同号ニ(二)中「六ギガヘルツ超」を「六・八ギガヘルツ超」に改め、同号ニ(五)中「四三・五ギガヘルツを」の下に「超え、平均出力値が〇・一ナノワットを」を加え、同号ホ中「又は四〇・五ギガヘルツ以上四二・五ギガヘルツ以下の動作周波数で使用するように設計した衛星放送用のもの」を削り、同号ホ(一)中「六ギガヘルツ以下」を「六・八ギガヘルツ以下」に改め、同号ホ(二)中「六ギガヘルツ超」を「六・八ギガヘルツ超」に改め、同号ホ(三)中「のもの」を「であつて、平均出力値が〇・一ナノワットを超えるもの」に改め、同号ホ(五)中「四三・五ギガヘルツを」の下に「超え、平均出力値が〇・一ナノワットを」を加える。

第六条第十一号を削り、同条第十号の二を同条第十一号とする。

第六条第十二号イ中「周波数を分析することができ」を「いずれかの周波数帯域で」に改め、同号ロ中「を超える周波数を分析することができるもの」を「超七〇ギガヘルツ以下のいずれかの周波数帯域で、

表示平均ノイズレベルがマイナス一五〇デシービーエム毎ヘルツ未満のもの」に改め、同号ハ中「五〇〇キロヘルツ」を「四〇メガヘルツ」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 無線周波数分析器であつて、七〇ギガヘルツを超える周波数を分析することができるもの

第六条第十三号イ中「最大合成出力周波数が」を削り、「四三・五ギガヘルツ以下であつて」を「七〇ギガヘルツ以下のいずれかの周波数帯域で」に改め、同号ロ中「最大合成出力周波数が」を削り、「を超えるもの」を「超七〇ギガヘルツ以下のいずれかの周波数帯域で、出力一〇〇ミリワット（二〇デシービーエム）を超えるもの」に改め、同号ハ（五）中「を超える」を「超五六ギガヘルツ以下の」に改め、「範囲で、」の下に「五五〇メガヘルツを超えるいずれかの」を加え、同号ハに次のように加える。

（六） 五六ギガヘルツ超七〇ギガヘルツ以下の合成出力周波数範囲で、二・二ギガヘルツを超える  
いずれかの周波数切換えの所要時間が一ミリ秒未満のもの

第六条第十三号ニ中「最大」を削り、「を超え」を「超七〇ギガヘルツ以下であつて」に改め、同号に次のように加える。

ホ 最大合成出力周波数が七〇ギガヘルツを超えるもの



第六条第十七号ニ中「一八〇」を「六五」に改め、同号へ（一）2中「〇・四五」を「〇・三五」に、「一八〇」を「九五」に改め、同号へ（二）中「一八〇」を「九五」に改める。

第七条第一号ロ（三）中「一、〇〇〇万分の一」を「一億分の一」に改め、同条第三号ト中「前条第一号ホ（一）」を「デジタル電子計算機の附属装置であつて、前条第一号ホ（一）」に改め、同号チ中「複数のデジタル」の下に「電子」を、「設計した」の下に「デジタル電子計算機の附属」を加える。

第八条第一号中「光ファイバー通信ケーブル」を削り、第八条第四号を次のように改める。

四 通信用の光ファイバーであつて、長さが五〇〇メートルを超えるものうち、引張強さが二ギガニュートン毎平方メートル以上のもの

第八条第九号中「へからカまで」を「へからヨまで」に改め、同号に次のように加える。

ヨ 第九号ロ又は第十号から第十二号までのいずれかに該当する機能を有していない装置であつて、第九号イ又はハからホまでのいずれかに該当する暗号機能全てについて、次のいずれかに該当するもの

- (一) 当該暗号機能を使用することができないもの
- (二) 当該暗号機能が、暗号機能有効化の手段によつてのみ使用可能となるもの（既に暗号機能有

効化がなされたものを除く。）

第八条第九号の次に次の一号を加える。

九の二 装置、電子組立品、モジュール又は集積回路であつて、これらを用いることによつてのみ、ある貨物が第九号若しくは第十号から第十二号までのいずれかに該当する貨物の有する機能に到達し、若しくはこれを超えることを可能にするように設計又は改造したもの

第九条第一号イ（一）を次のように改める。

（一） 音波を利用した海底測深機であつて、次のいずれかに該当するもの

1 海底の地形図を作成するための船舶用測深機であつて、次の一から四までの全てに該当するもの

- 一 垂直方向から二〇度を超える角度での測定ができるように設計したもの
- 二 水面下六〇〇メートルを超える海底の地形を測定することができるように設計したもの
- 三 走査を行うときの分解能が二未満のもの
- 四 次のイからハまでに掲げる全てについて自動的に補正を行い、測深の精度を向上させるもの

の

イ センサーの動作

ロ 走査に用いる音波の状態

ハ センサーが感知する音波の速度

2 海底の地形図を作成するための水中測深機であつて、次の一及び二に該当するもの

一 三〇〇メートルを超える水深で作動するように設計又は改造したもの

二 走査効率が三、八〇〇を超えるもの

3 海底の画像を作成するために設計したサイドスキャンソナー又は合成開口ソナーであつて、

次の一及び二に該当するもの

一 五〇〇メートルを超える水深で作動するように設計又は改造したもの

二 進行方向の分解能及び進行方向に直交する方向の分解能がともに一五センチメートル未満

の状態で作動しているときの走査範囲が五七〇平方メートル毎秒を超えるもの

第九条第二号の二を削り、同条第八号イ（一）及び（二）を次のように改める。

(一) 第三号口に該当するイメージ増強管を組み込んだものであって、次のいずれかに該当するもの

1 水中用に設計していないもの

2 水中用に設計したもの

(二) 第三号ホに該当するフォーカルプレーンアレーを組み込んだものであって、次のいずれかに該当するもの

1 水中用に設計していないもの

2 水中用に設計したもの

第九条第十号の次に次の一号を加える。

十の二 レーザー光を利用して音声を探知する装置であつて、次のイからホまでの全てに該当するもの

イ レーザー発振器の持続波の定格出力が二〇ミリワット以上のもの

ロ レーザー発振器の周波数の安定度が一〇メガヘルツ以下のもの

ハ レーザー発振器の波長範囲が一、〇〇〇ナノメートル以上二、〇〇〇ナノメートル以下のもの

ニ 光学系の分解能が一ナノメートル未満のもの

ホ 信号対雑音比が一、〇〇〇以上のもの

第九条第十一号中「ノイズレベル」を「感度」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十一の二 水中において磁場又は電場を検知する装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 第十一号イ又はロに該当する磁力計を組み込んだもの

ロ 第十一号ハからヘまでのいずれかに該当する磁力計又は同号トに該当する水中電場センサーを組み込んだもの

第九条第十三号ヲ(二)を次のように改める。

(二) 削除

第九条第十三号ヲ(三)中「互いの距離が」を「第十三号へ又はりに該当する一のレーダーを単独で使用するときよりも性能が向上するよう、互いの距離が」に、「を超え、かつ、」を「以上離れている」に、「を用い、いずれか一のレーダーを単独で使用するときよりも性能が向上するよう、実時間で」を「から得られる」に改め、「データフュージョンを」の下に「六秒以内で」を加え、同号ヲ(四)中「車両」

を「第十三号へ又はりに該当する一のレーダーを単独で使用するときよりも性能が向上するよう、車両」に、「を用い、いずれか一のレーダーを単独で使用するときよりも性能が向上するよう実時間で」を「から得られる」に改め、「データフュージョンを」の下に「六秒以内で」を加える。

第十条第一号イ(二)中「を超える」を「超九八一メートル毎秒毎秒以下の」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 ジャイロスコープ若しくは角速度センサーであつて、次のいずれかに該当するもの又はその部分品

イ 九八一メートル毎秒毎秒以下の直線加速度で使用することができるように設計したものであつて、

次のいずれかに該当するもの

(一) 測定範囲が一秒当たり五〇〇度未満のものであつて、次のいずれかに該当するもの

1 バイアスの安定性が、九・八一メートル毎秒毎秒の状態で一月間測定した場合に、一時間あたり〇・五度未満のもの

2 角度のランダムウォークを時間の平方根当たりで表した実効値が〇・〇〇三五度以下のもの  
(スピニングマスジャイロを除く。)

(二) 測定範囲が一秒当たり五〇〇度以上のものであって、次のいずれかに該当するもの

1 バイアスの安定性が、九・八一メートル毎秒毎秒の状態で三分間測定した場合に、一時間に  
つき四〇度未満のもの

2 角度のランダムウォークを時間の平方根当たりで表した実効値が〇・二度以下のもの（スピ  
ニングマスジャイロを除く。）

ロ 九八一メートル毎秒毎秒を超える直線加速度で使用することができるよう設計したもの

第十条第三号の四中「又はその部分品」を削る。

第十一条に次の一号を加える。

十四 音波を利用して人の水中における活動を妨害する装置であつて、当該利用する音波が二〇〇ヘルツ

以下の周波数において音圧レベルが一九〇デシベル以上となるように設計したもの

第十二条第一号イ及び第三号中「、リ及びヌのいずれかに該当するものの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）、同項第三号」を「及びヌのいずれか、同項第三号若しくは同項第四号」に改め、同条第十一号中「チップシユラウド」を「チップシユラウド」に改め、同条第十二号を次のように

改める。

十二 実時間で制御する装置、計測器（センサーを含む。）又は自動的にデータを収集し、解析する装置であつて、次のイ及びロに該当するもの

イ ガスタービンエンジン又はその部分品を設計するために特に設計したもの

ロ 第二十五条第三項第三号又は第四号に該当するものの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）を用いたもの

第十二条第十三号中「タイプ」を「チップ」に改める。

第十四条第九号ロ（三）中「長さが一、〇〇〇メートルを超える光ファイバー」を「光伝送の方式」に改め、「によつて」の下に「一、〇〇〇メートル以上の距離で」を加え、同条第十号を次のように改める。

十 排水量が一、〇〇〇トン以上の船舶に使用することができる防音装置又は磁気軸受であつて、伝動装置に使用できるように設計したもの

第十八条第一項第一号口中「又は中ぐり」を削る。

第十九条第一項第二号ロ（一）中「〇・五」を「〇・一三〇」に改め、同号ロ（二）中「多層構造」の



下に「を有するもの」を加え、「多結晶シリコン層及び」及び「いずれも」を削り、「を除く」を「に限る」に改め、「を有しないもの」を削る。

第二十一条第一項第九号中「第八条第九号から第十二号まで」を「プログラムであつて、第八条第九号から第十二号まで」に改め、「貨物の」の下に「有する機能と同等の機能を有するもの、当該」を加え、「プログラム」を「もの」に改め、同項に次の二号を加える。

十六 技術（プログラムを除く。）であつて、当該技術を用いることによつてのみ、ある貨物が第八条第九号又は第十号から第十二号までのいずれかに該当する貨物の有する機能に到達し、又はこれを超えることを可能にするもの

十七 プログラムであつて、当該プログラムを用いることによつてのみ、ある貨物が第八条第九号若しくは第十号から第十二号までのいずれかに該当する貨物の有する機能に到達し、若しくはこれを超えることを可能にするように設計又は改造したもの

第二十一条第二項第十五号中「第四号から第六号まで」を「第五号、第六号」に改め、同条第三項第一号中「六ギガヘルツ以下」を「六・八ギガヘルツ以下」に改め、同項第二号中「六ギガヘルツ超」を「六

・「八ギガヘルツ超」に改める。

第二十二条第一項第二号中「ホ若しくはへ」を「若しくはホ」に、「第八号イ」を「第八号イ（一）」

1、（二）1若しくは（三）」に改め、「第十一号ロ」の下に「第十一号の二イ」を加え、同条第二項第三号に次のように加える。

ホ 第九条第十一号の二に該当するものを用いることによつて、磁場若しくは電場に係るデータを実時間処理するために設計したプログラム又はソースコード

第二十二条第三項第一号中「ものうち、」の下に「光学的被膜の厚さに係る」を加える。

第二十三条第二項に次の一号を加える。

三 第二十七条第三項から第五項までのいずれかに該当するプログラムの設計に係る技術（プログラムを除く。）

第二十三条第三項を削り、同条第四項第四号ハ中「ラスタ型ヘッドアップディスプレイ又は」を削り、同項を同条第三項とする。

第二十五条第二項第一号を次のように改める。

一 第二十五条第三項第三号に該当する技術（プログラムを除く。）を用いたプログラムであつて、第十条に該当するものをフルオーソリテーターデジタルエンジン制御するための装置に使用されるもの

第二十五条第三項第二号りを次のように改める。

#### リ 削除

第二十五条第三項第三号中「又は」を「若しくは」に改め、「該当するもの」の下に「又はその設計のためのプログラム」を加え、同項に次の一号を加える。

四 ガスジェネレータータービン、ファンタービン、パワータービン、若しくはプロペリングノズルに係るエンジンの安定性を維持するために設計した流路の形状を可変にするための装置の設計若しくは製造に係る技術（プログラムを除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの又はその設計のためのプログラム

#### グラム

イ エンジンの安定性を維持する部分品の機能を発揮させるための設計に係る技術

ロ 流路の形状を可変にするための装置のための部分品であつて、エンジンの安定性を維持するもの

設計又は製造に係る技術

ハ 流路の形状を可変にするための装置のための制御則アルゴリズム（ソースコードを含む。）であつて、エンジンの安定性を維持するものの設計に係る技術

（貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部改正）

第二条 貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三号イ中「居住者」の下に「又は非居住者」を加える。

第九条第二項第三号の二中「協定」の下に「又は核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の追加議定書」を加える。

（輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令の一部改正）

第三条 輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成二十年経済産業省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第九号及び第十号を削る。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この省令は、平成二十三年七月一日から施行する。

### (罰則に関する経過措置)

第二条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。